

2015年11月3日修正版

大会校企画

旧横浜地方裁判所陪審法廷見学と陪審裁判記録の公開

コーディネーター：小関慶太（八洲学園大学）
講 師：河合幹雄（桐蔭横浜大学）

他

陪審法廷、昭和3年10月1日の「陪審法」施行（大正12年公布）にあわせて、日本全国で71設置されました。この横浜地方裁判所陪審法廷は現存する2つの陪審法廷の1つです。陪審法は、人権擁護のために国民の司法参加を実現するべきという政党（政友会）の主張や大正デモクラシーを背景に、「素人の国民が陪審員として犯罪事実の有無を評議し、裁判所に答申する」という役割をもつ、国民参加の裁判を定めたものです。横浜地方裁判所陪審法廷は、法施行に少し後れ、昭和5年に完成しました。関東大震災（大正12年9月）の復興事業の一つに指定されて造られたものです。法廷は、広さ約200㎡、天井までの高さが約5.4mあり、当時、東洋随一と言われました。

陪審裁判は、制度発足当初はともかく、10年も経たないうちにほとんど利用されなくなりました。この横浜の陪審法廷で陪審の評議に付された事件数もわずかでした。陪審法は昭和18年に停止されましたが、それよりも前からこの法廷が内外の注目を浴びることになります。それは、昭和20年12月のことです。第二次世界大戦が終わり、占領下、横浜地方裁判所は連合国に接收され、アメリカ陸軍第8軍の軍事委員会がふ虐虐待など戦時国際法や戦争法規違反の戦争犯罪被告人を裁くためにこの陪審法廷を軍事法廷として使用することになったからです。

桐蔭学園は、このようないわば歴史の証人ともいうことのできる横浜地方裁判所陪審法廷を貴重な歴史遺産として移築復元することが総合的教育・研究機関を擁する本学園の公共的使命であると決意し、「法と裁判」、そして「正義」「自由」「連帯」「民主制」「戦争と平和」「人間の尊厳」に考えをめぐらす契機となることのできるよう、この陪審法廷を広く一般に公開するものです。（大学HP引用）

日時：2015年11月21日（土）

第1回目 12：40～ 第2回目 13：20～

参加申込方法：大会校企画受付でお申し込みください。参加受入可能人員数を超過した場合は、お断りさせていただきます。

集合場所：開始時刻5分前までに桐蔭学園メモリアルアカデミウム（構内図16頁④建物）前

ピロティにお集まりください。